第５号様式(第１０条関係)

　令和　　年　　月　　日

相模原市長　あて

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名

電話番号　　　　　　(　　　　　)

　さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第１０条の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．木造住宅の建築場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２．建築業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３．工事着手（予定）年月日　　　　　　　年　　月　　日４．工事完成（予定）年月日　　　　　　　年　　月　　日５．補助金交付申請額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 数量等 | 備　　考 |
| さがみはら津久井産材使用量（ア） | ㎥ |  |
| 補助金交付申請額 | 円 | （ア）×２０，０００円＝　　　　　　円（千円未満切捨て）ただし上限４００，０００円 |

６．添付書類（１）補助対象工事に係る見積書及び明細書の写し（２）さがみはら津久井産材使用箇所を明らかにした図面（３）使用木材明細表(要綱参考様式３)（４）建築確認済証の写し又は建築工事届の写し |

※　氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。

　　自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合があります。

　補助金の申請にあたり、私は、下記について確認及び同意しています。

１　要綱第４条に規定する市税の未納はありません。また、市において納付状況及び住民登録の調査を行うことに同意します。

２　申請者が暴力団員に該当しないことを誓約します。また暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

（１）申請者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）第２条第３号に規定する暴力団員である場合は、市長は、補助金の交付申請を却下します。

（２）補助金の交付決定後に申請者が暴力団員であることが判明した場合は、市長は、交付決定を取消し、補助金を既に交付している場合には補助金の返還を命ずるものとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【市担当課処理欄】 | 確認方法 | 確認者 |
|  |  |